

気象庁による「警報」発令に伴う授業の休講について

気象庁が「警報」を発令した場合、生徒の安全確保のために以下のように授業を休講とします。また、事前に配布される資料(お知らせ)や学校ホームページ、Teams など必ず確認してください。警報が解除され登校する場合も、交通機関や気象情報を十分考慮して、身の安全を第一に考えて行動すること。

午前7時の気象庁発表で北区、練馬区、板橋区、豊島区、荒川区、足立区のいずれかに「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」または「大雪警報」が発令されている場合

1～4限の授業は休講

午前7時までに解除された場合は、1限から通常通り授業を行う

午前11時の気象庁発表で北区、練馬区、板橋区、豊島区、荒川区、足立区のいずれかに「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」または「大雪警報」が発令されている場合

5～8限の授業は休講

午前11時までに解除された場合は、5限から通常通り授業を行う

午後3時の気象庁発表で北区、練馬区、板橋区、豊島区、荒川区、足立区のいずれかに「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」または「大雪警報」が発令されている場合

9～12限の授業は休講

午後3時までに解除された場合は、9限から通常通り授業を行う

※警報は、気象庁のホームページから市区町村ごとに発令されるので確認すること

※居住地区に警報が発令されている場合、学校は休校ではないが出席については個別に考慮するので無理に登校しないこと。

令和4年度4月1日から改定